

## 社会福祉法人大村福祉会 役員規程

(役員の数)

第1条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1人は理事の互選により、理事長となる。
  - 3 理事長のみが、この法人を代表する。
  - 4 役員を選任にあたっては、各役員については、その親族その他特別の関係がある者が、理事のうち1名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

- 第2条 この法人の主な業務の決定は理事をもって組織する理事会によって決定する。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。
  - 3 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
  - 4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
  - 5 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決する事ができない。
  - 6 理事会の議事は、理事総数の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事長の職務の代理)

- 第3条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。
  - 3 第1代理者 北嶋憲明 第2代理者 久永行雄とする。

(理事の委嘱)

第4条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(監事の選任)

- 第5条 監事は、理事会において選任する。
- 2 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
  - 3 監事、は法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 理事長の任期は理事として存在する期間とする。

(旅費・日当の支給)

- 第7条 この法人の役員会に出席した場合、交通費5,000円を支給する。
- 2 役員の出張及び研修等長時間拘束される出席については、10,000円を上限として日当を支給する。

(海外研修)

- 第8条 役員及び職員より海外研修、視察、旅行の申し出があった場合、理事長はその旅行内容により、旅行期間に前後1日を加えた期間を本人に通知する。
- 2 海外研修の費用については、本部会計又は施設会計に余裕がある場合、次のように取り扱う事ができる。
    - 1) 海外研修の費用の一部が地方公共団体や日本船舶振興会等の公共団体の補助によって賄われる場合。  
自己負担額を上限として補助することができる。
    - 2) 海外研修の費用の補助はなくても、地方公共団体や日本保育協会等の公の団体が主催し福祉、乳幼児教育上の明確な目的をもった海外研修の場合  
自宅より出発空港又は海港までの運賃  
又宿泊費、交通費、日当については第7条の規定に準ずる。

附則

- この規程は平成17年1月1日より実施する。  
この規程は平成18年3月1日より実施する。  
この規程は平成19年1月1日より実施する。  
この規程は平成22年1月1日より実施する。  
この規程は平成25年1月1日より実施する。  
この規程は平成29年1月1日より実施する。